

「ご近所お助け避難計画」の整備

(避難行動要支援者個別計画書)

災害時に避難支援が必要な方（＝避難行動要支援者）に対して、地域住民の方が避難支援や安否確認等を円滑かつ的確に行えるよう、刈谷市が支援の必要な方を把握し、作成した名簿のことを避難行動要支援者名簿と言います。

平成25年6月の災害基本法が一部改正され、自治体（刈谷市）による避難行動支援者名簿の作成が義務付けられました。小垣江自主防災会も令和7年度より刈谷市からの協力要請を受け、地域の多くの皆様のご協力を頂き、一人一人の「避難行動要支援者個別計画書」の整備を進めています。小垣江自主防災会では、皆様にじみやすいよう「ご近所お助け避難計画」と呼びます。



要支援者

- 70歳以上の単身高齢者
- 80歳以上のみで構成される高齢者世帯
- 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者
- 要介護3から5の認定を受けている方
- 身体障碍手帳1級並びに、下肢、大幹、視覚及び聴覚2級の方
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- その他市長が必要と認める方

支援者

- 同居のご家族・親族
- 近所の親族・知人
- 班内の住人
- 地区役員・民生委員

※ 災害時における避難支援については、地域支援者の善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、支援を確約するものではなく、法的な責任や義務を負うものではありません。

小垣江は、要支援対象者が 440名です。
(440名は情報開示に了解を頂いた方のみです)

1組平均=22名 1班平均=1人です。

つまり、班の中に平均1人の要支援者を、班の中で、支援するイメージです。

特に一人暮らしの方や、車椅子利用者の方などは近隣の方たちの手助けが必要となってきます。

遠くの親族より、近くの隣人。
班内で コミュニケーションを
高め、支援協力お願いします。

